

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第 27 号

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第7条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「老人保健法第6条第4項」を「介護保険法第7条第22項」に、「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)